

事務事業名

防災訓練事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☐ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- ☒ その他

令和6年度伊予市総合防災訓練実施要項

- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

令和6年度伊予市総合防災訓練実施要項

1 目 的

この訓練は、地震等により被害が発生することを想定し、防災関係機関、自主防災会が一体となって、人命が失われないことを最優先に訓練を実施することにより、防災体制の充実及び地域の防災意識の向上を図り、安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

2 訓練実施主体 伊予市及び南伊予地域の自主防災会

3 対象地区

南伊予地域にある地区自主防災会
(下三谷地区・上三谷地区・上野地区・宮下地区・八倉地区の計5地区)

4 開催日

令和6年11月17日(日) 13時00分～16時00分(予定)

5 会場

伊予市立伊予小学校 体育館及びグラウンド(指定緊急避難場所)

6 訓練内容

南海トラフ地震が発生し、広範囲にわたり大きな被害が発生したことから、伊予市立伊予小学校を避難場所として避難指示が伝達されたとの想定で自主防災会を中心に、避難訓練等を実施する。

(行政関係機関)避難所開設運営訓練など

(自主防災会)シェイクアウト訓練、安否確認訓練、避難訓練、避難所開設運営訓練、ペット同行避難・気象情報取得についての講演会、会場での各種体験の実施など

訓練の流れ(概要)

(行政機関)	(自主防災会)
地震発生(13時00分)※整列終了	
職員参集	避難場所(伊予小)到着 地区ごとにグラウンドに整列
武智市長開会挨拶	
シェイクアウト訓練(全員)	
避難所の安全確認 避難所開設運営訓練【市民福祉部】 (避難者名簿の確認)	避難所手続き 避難者名簿の作成
各種体験・訓練の実施	
松山地方気象台職員による気象情報の解説【15～20分程度】(15時00分)	
ペット同行避難に関する講演会【30～40分程度】(15時20分)	
全体終了(16時00分)	

(その他実施(予定)) ～15:00

《屋内》※【 】内は実施団体又は初回配置訓練。

- ①ペット防災展示説明・・・・・・・・・・【ペット防災サポート協会】-屋内-
- ②救命処置(胸部圧迫)体験・・・・・・・・・・【消防団】【自主防災会①】-屋内-
- ③応急手当、応急担架作製、搬送体験・・・・・【消防団】【自主防災会②】-屋内-
- ④聴覚障がい者避難所体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・【福祉課】-屋内-
- ⑤簡易ベッド(クイックパーテーション)を作ろう(避難所開設訓練)
・・・・・・・・・・【市職員】【自主防災会③】-屋内-
- ⑥防災グッズの展示説明・・・・・・・・・・【DCM株式会社】-屋内-
- ☆松山地方気象台職員による気象情報の解説・・・・・【全地区自主防災会】-屋内-
- ☆ペット同行避難に関する講演会・・・・・・・・・・【全地区自主防災会】-屋内-

《屋外》

- ①地震、煙、浸水体験【あいおいニッセイ同和損保】【自主防災会④】-屋外-
- ②濃煙体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・【伊予消防署】【自主防災会⑤】-屋外-
- ③ジャッキアップ体験・・・・・・・・・・【伊予消防署】【自主防災会⑥】-屋外-
- ④電気自動車給電体験・・・・・・・・・・【ネッツトヨタ瀬戸内】【自主防災会⑦】-屋外-
- ⑤備蓄物資の展示説明および配布・・・・・・・・・・【四国電力】【危機管理課】-屋内-
- ⑥反射材作成体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・【市職員】【自主防災会⑧】-屋外-
- ⑦電気自動車の車中泊疑似体験
・・・・・・・・・・【トヨタETPグループ】【自主防災会⑨】-屋外-
- ⑧自衛隊車両、建設重機展示・・・・・・・・・・【自衛隊】【伊予ブル】-屋外-
- ⑨避難指示情報の放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・【愛媛CATV】-屋内-

7 雨天時の訓練について

- ① 基本的には実施します。屋外のものは雨天時にグラウンドを使用できないため、中止とすることもあります。
- ② 天候状態等により、参加者の安全が確保できないと判断される場合は中止とし、防災行政無線で午前8時に周知します。

農道



事務事業名

防犯対策事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☐ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- ☐ その他

☒ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

事務事業名

参画協働推進事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☒ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- ☐ その他

-
- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

伊予市自治基本条例

伊予市自治基本条例は、地方分権が進展する中で、自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めていくための本市の自治の基本ルールとなるものです。

今後は、この条例の趣旨・理念に基づき、住民自治の更なる推進や市民の皆様の参画、協働の制度化に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていきます。



～伊予市の自治の基本理念～

- 市民一人ひとりが手を取り合い、市民及び地域が自らの役割と責任のもと、地域の課題の解決に取り組み、地域の活性化に努める。
- 多様な地域特性を生かした、持続可能なまちづくりに努める。
- 市民、市議会及び執行機関が、相互に補完しながら協働して市政を進める。
- 情報共有と市民の参画により、積極的に行財政改革に努める。



伊 予 市

伊予市自治基本条例 Q & A

Q なぜ条例を制定することになったの？

A 合併協議の際に策定された「新市建設計画」や「新市まちづくり構想」において、新市のまちづくりの手法を定めるため、また住民自治を制度として位置付けるために条例の制定を明文化していることから制定に取り組むこととなりました。

Q この条例ができるとどうなるの？

A 自治の基本理念、基本ルールとなる自治基本条例を制定することで、行政運営上の様々な制度を明確に位置付けるとともに、関係例規、計画等を体系化することにより、効率的・計画的な行政運営が可能となります。

また、市民と行政が適正な役割分担のもと、新しい地方自治の形を創造するうえで、それぞれが意識改革を進め、共通理解を深めることは非常に重要であり、自治基本条例はそのシンボルとなります。

Q この条例はどのようにつくったの？

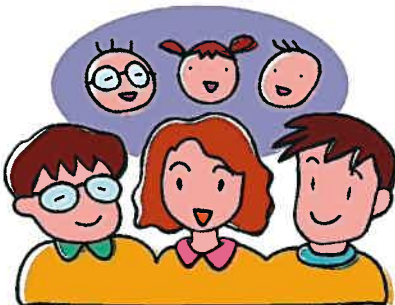
A 公募委員、市議会議員、市職員、学識経験者等で構成される総合計画策定審議会に参画・協働分科会を設け、約1年半にわたり開催された16回の会議の中で条例素案が調整されました。

また、広く市民の皆様のご意見を反映させるため、市民アンケートや意見公募手続制度による意見聴取を実施しました。

Q この条例の対象範囲は？

A 伊予市において市政に携わる市民、市議会及び市の執行機関が対象範囲となります。

なお、市民とは、市内に住む方々のほか、市内に勤務する者、事業所や事業主、NPOなど市内で活動する団体や個人なども含めます。



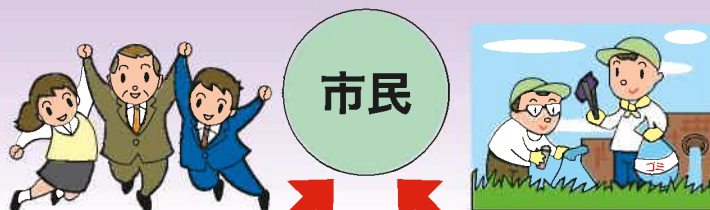
みんなで支える伊予市のまちづくり

【市民の権利】（第5条）

- 安全で安心な生活を営む権利
- まちづくりの政策形成過程へ参画する権利
- 情報を求める権利
- 意見を表明し、又は提案する権利
- 公共サービスを平等に受ける権利

【市民の責務】（第6条）

- 市政に積極的に参画し、自らまちづくりに取り組む。
- 執行機関と協働し、地域社会の発展に寄与する。



情報共有
参画・協働

市長
(職員)

市議会
(議員)

【市長の責務】（第9条）

- 適正かつ効果的な市政運営
- 透明性の確保
- 市政運営の状況説明
- 職員の能力の向上

【市職員の責務】（第11条）

- 職務遂行のために必要な知識及び能力の修得とその向上
- 誠実な職務遂行

【市議会の責務】（第7条）

- 広範な意見の聴取
- 公平、公正で透明性の高い市政の実現
- 開かれた議会運営

【市議会議員の責務】（第8条）

- 政策の提案及び自治立法に関する活動の実施
- 市民の信頼に応えた誠実な職務執行

参画と協働によるまちづくり

《参画と協働の原則》（第20条）

市民、市議会及び執行機関は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組むものとする。

- **市政への参画**・・・参画とは、まちづくりを考えていく中で、市民の皆さんが**市政に積極的に参加し、意見を反映させる**ことです。参画の手段としては、意見公募手続制度（第21条）、審議会委員等の公募（第22条）、ワークショップや公聴会の開催、市民アンケートやモニター制度の実施等が考えられます。
- **市政との協働**・・・協働とは、まちづくりにおいて、行政と市民、企業、団体等が**役割や責任を分担し、お互いに協力**することです。対象となる事業は、環境美化、自然保護、防災防犯、施設管理、イベント開催等が考えられます。

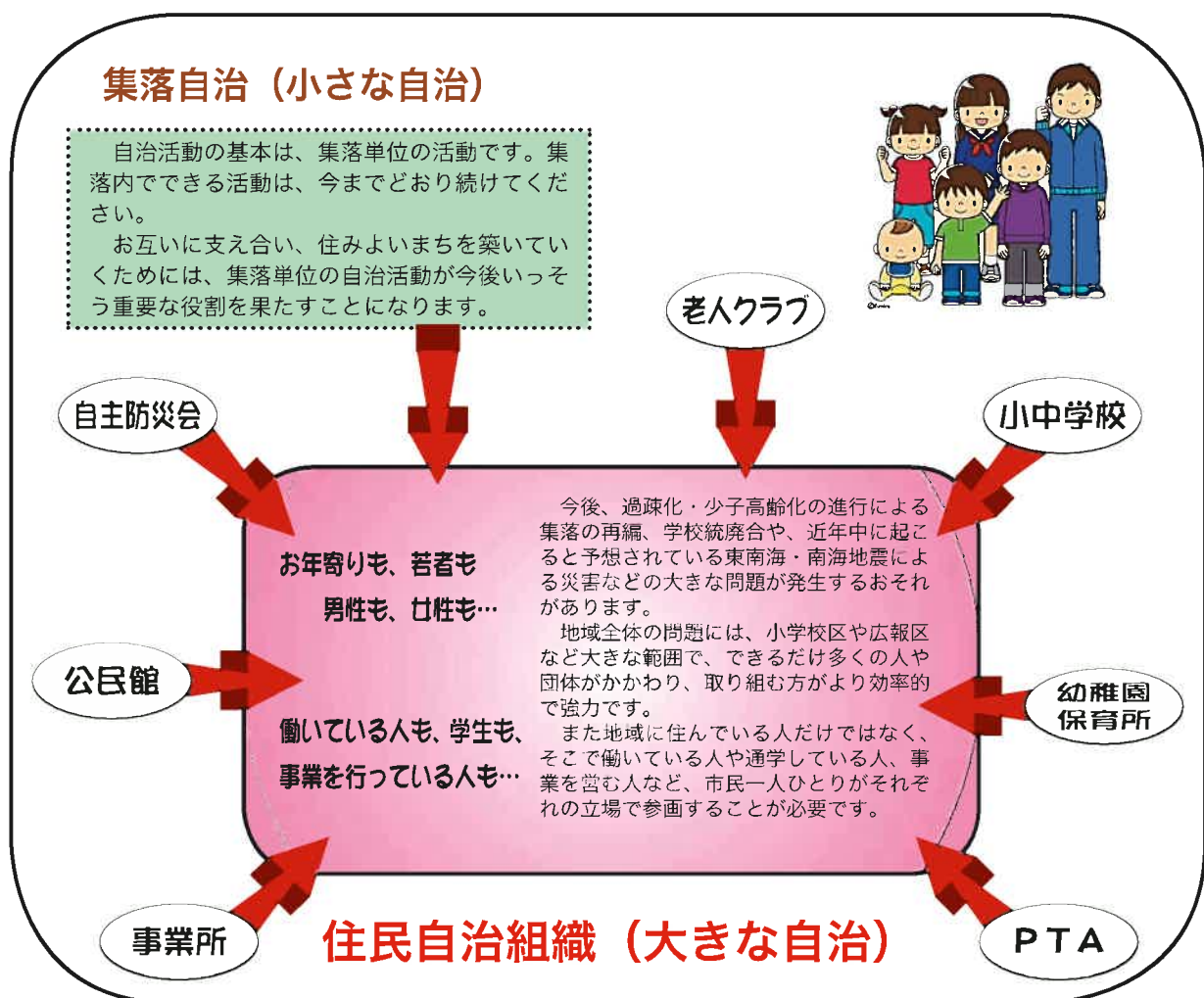
住民自治とは？

住民自治とは、地域内の問題や課題を地域住民が話し合い、責任を持って決定することで住みよい環境を築く活動のことです。

『自分たちの地域は自分たちでつくる』ということを目指し、一人ひとりが知恵や力を出し合い、お互いに協力しながら、自分たちの地域に合ったまちづくりを計画し、住みよい地域をつくっていきましょう。

住民自治組織とは？（第24条）

「住民自治組織」とは、「共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の課題に民民的に対応できるよう、その地域の住民のだれもが参加でき、かつ、自発的に組織される団体」で、行政との役割や責任の分担のもと、福祉、環境、防災、教育などの公共的活動を実施していきます。また、市はその活動に必要な財政的、人的支援を行うよう努めることとなります。



協働推進拠点《自治支援センター》の設置（第25条）

市では、市民、住民自治組織及び執行機関が連携し、協働を推進する拠点として、市内各所に自治支援センターを順次設置していきます。

自治支援センターは、住民自治組織の形成やまちづくり計画策定への支援、自治に関する情報の提供等の機能を有し、住民自治活動をサポートします。

伊予市自治基本条例

平成 21 年 9 月 25 日
条例第 34 号

(前文)

私たちのまちは、平成 17 年 4 月 1 日に伊予市、中山町、双海町の 1 市 2 町が合併して、愛媛県の旧国名「伊予」という美しい郷土の名称を受け継いだ新しい「伊予市」として誕生しました。

愛媛県のほぼ中央に位置し、四国山地の緑豊かな山々とおだやかで美しい瀬戸内海に面した好条件の下、古くから開けたこの地域は、先人の英知と努力によって豊かな自然が守られ、政治、経済、文化の要所として発展してきました。

今、私たちには、恵まれた自然環境と歴史、文化を継承、発展させ、すべての市民が安心して快適に生活できるよう自治体のあり方を見直し、市民、市議会及び執行機関が協働して、時代に即した地域社会を形成することが求められています。

そして、少子高齢化が進捗し生活環境が激変する中、市民一人ひとりが、これまで以上に自治の主体としての責務を自覚し、「自らの地域は自らの手で築き上げる」という意思と責任を明確にするとともに、市民自らが考え、共に助け合い、行動する住民自治のまちづくりを推進していかねばなりません。

ここに、伊予市の目指す住民自治の理念や基本的な仕組みを明らかにし、参画と協働のまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、伊予市の自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、自治の進展を図り、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

(最高規範性)

第 2 条 この条例は、自治の基本的事項について伊予市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

用語	左記用語の意義
市民	市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営むもの、市内で活動するもの
執行機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
参画	市民が、行政施策の立案、実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。
協働	市民、市議会及び執行機関が、共通の目的を実現するため、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力すること。

(自治の基本理念)

第 4 条 前文及び第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げることを本市の自治の基本理念とする。

- (1) 市民一人ひとりが手を取り合い、市民及び地域が自らの役割と責任のもと、地域の課題の解決に取り組み、地域の活性化に努めること。
- (2) 多様な地域特性を生かした、持続可能なまちづくりに努めること。
- (3) 市民、市議会及び執行機関が、相互に補完しながら協働して市政を進めること。
- (4) 情報共有と市民の参画により、積極的に行財政改革に努めること。

第 2 章 市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務

(市民の権利)

第 5 条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

- 2 市民は、執行機関が実施するまちづくりの政策形成過程へ参画する権利を有する。
- 3 市民は、執行機関及び市議会に対し情報を求める権利を有する。
- 4 市民は、市政に関し意見を表明し、又は提案する権利を有する。
- 5 市民は、執行機関が行う公共サービスを平等に受ける権利を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、市政に積極的に参画することにより、自らまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市政に関する認識を深め、執行機関と協働することにより、地域社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

(市議会の権能と責務)

第 7 条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めなければならない。

- 2 市議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。

(市議会議員の責務)

第 8 条 市議会議員は、政策の提案及び自治立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行うよう努めなければならない。

(市長の責務)

第 9 条 市長は、市の代表として、この条例に定める自治の基本理念を実現するために必要な市政運営の方針を明らかにし、適正かつ効果的な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、行政活動の目的と活動内容等の公開により、市民と情報を共有し、透明性の確保に努めなければならない。
- 3 市長は、毎年度、市政運営の状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

- 4 市長は、適正な組織管理を遂行するとともに、職員の人材育成を図り、政策形成能力など職員的能力の向上に資するよう努めなければならない。

(市長を除く執行機関の責務)

- 第10条** 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長その他の執行機関と協力して市政の適正な執行に当たらなければならない。

(市職員の責務)

- 第11条** 市職員は、職務遂行のために必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として、誠実に職務を行わなければならない。

第3章 市政運営の原則

(総合計画)

- 第12条** 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、自治の基本理念にのっとり策定するものとする。

- 2 執行機関は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

- 3 執行機関は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

(財政運営)

- 第13条** 執行機関は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。

- 2 執行機関は、市が保有する財産を明らかにし、適正に管理するとともに効果的に活用しなければならない。

(行政評価)

- 第14条** 市は、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民の視点に立った市政運営の展開及び情報を共有することによる市民参画型の行政の推進を図るため、行政評価を実施するものとする。

- 2 執行機関は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施し、施策の成果及び達成度を明らかにし、評価に基づき施策等を見直し、次年度以降の施策形成や実施に反映させなければならない。

(個人情報保護)

- 第15条** 執行機関は、他の条例の定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

- 2 執行機関は、取得した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。

(説明責任)

- 第16条** 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(外郭団体等)

- 第17条** 執行機関は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

- 2 執行機関は、他の団体に出资又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

- 3 執行機関は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。

(意見等への対応)

- 第18条** 執行機関は、市民からの意見、提案について、その内容を十分に確認及び検討し、的確かつ誠実に対応しなければならない。

- 2 執行機関は、市民からの意見、提案について的確に対応するために、その手順を定め、適正に処理できる体制を整えなければならない。

(危機管理)

- 第19条** 市は、市民、関係機関及び他の自治体等との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

第4章 参画と協働の原則

(参画と協働)

- 第20条** 市民、市議会及び執行機関は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組むものとする。

(意見公募手続制度)

- 第21条** 執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。

- (1) 総合計画及び各行政分野の基本事項を定める計画の策定、変更又は廃止

- (2) 市の基本事項を定める条例の制定、改正又は廃止

- (3) 事務事業の実施状況

- 2 執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、広報紙やホームページ等適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。

- 3 前2項に規定する意見の公募に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

(審議会等の運営)

- 第22条** 執行機関は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。）を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を、原則公開しなければならない。

- 3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

(住民投票)

- 第23条** 市長は、市政運営上の重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。
- 2 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

第5章 住民自治

(住民自治組織)

- 第24条** 市は、市民が互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的とした住民自治組織の形成を支援するものとする。この場合において、住民自治組織の福祉、環境、防災、教育などの公共的活動に対し、必要な財政的、人的支援を行うよう努めなければならない。
- 2 住民自治組織は、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の課題に民主的に対応できるよう、その地域の住民のだれもが参加でき、かつ、自発的に組織されなければならない。
- 3 住民自治組織は、その地域の課題に対応するための計画を策定し、公表しなければならない。
- 4 住民自治組織の形成及び運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(協働推進拠点)

- 第25条** 市は、市民、住民自治組織及び執行機関が連携し、協働を推進する拠点として、自治支援センターを設置する。
- 2 自治支援センターは、次の各号に掲げる機能を有する。
- (1) 住民自治組織の形成を支援する機能
 - (2) 住民自治組織が策定する計画づくりを支援する機能
 - (3) 市民及び住民自治組織が行うまちづくりのための活動を補完する機能
 - (4) 自治に関する情報を提供する機能
- 3 自治支援センターの設置及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第6章 推進体制

(参画協働推進委員会)

- 第26条** 市長は、この条例に定める市民の参画と協働に関する事項を調査協議するため、市長の附属機関として、伊予市参画協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。
- 2 推進委員会は、次に掲げる事項を調査協議し、その結果を市長に報告し、又は意見を建議する。
- (1) この条例の施行状況及び実態把握に関すること。
 - (2) この条例の見直しに関すること。
 - (3) その他市民の参画と協働の推進に関すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 その他

(国及び他の地方公共団体との関係)

- 第27条** 市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。
- 2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するために、相互に連携し協力するよう努める。

(情勢への適応)

- 第28条** 市長は、この条例の理念を踏まえ、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が、本市にふさわしく、社会情勢に適応したものかどうか検討するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、市の施策について、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。



伊予市 企画振興部 地域創生課

TEL:089-982-1111（内線1381） E-mail:chiikisousei@city.iyo.lg.jp

市が応援！

令和7年度 伊予市がんばる地域コミュニティ 応援事業費補助金

第2弾

地域で新しい活動を始めたい団体を
サポートします！

申請時から活動に向けての取り組み、
実績報告など、職員が伴走支援します。

詳しくはHPをご覧ください。



｜補助金額（上限10万円）｜

1年目 10分の8 2年目 10分の6

3・4年目 10分の5

※小中高校生及び学生の割合が80%以上の団体は、金額を10分の10補助する場合がある

｜対象となる団体｜

- ・伊予市に関わりのある人で構成（3人以上）
- ・伊予市を拠点に活動
- ・申請時に会則等がある
（無い場合はアドバイスします）
- ・継続的な活動が期待できる団体 など

｜募集期限｜

令和7年8月1日（金曜日）まで



8月中下旬に審査会を予定しております



9月以降に実施する事業が補助対象です

｜過去の採択団体例｜



竹を活用した子どもたちの居場所づくり



伊予市とインドネシアとの多文化共生



地域資源についてもっと知ろう



夕照拓道を活用した桜景色づくり

｜対象事業例｜

- ・自治会、町内会が実施する新たな取り組み
- ・地域の有志を中心とした交流事業の検討
- ・世代や地域を超えた新たなネットワークづくり
- ・生徒、学生による伊予市の魅力発信、研究 など

まずは、お気軽にご相談下さい

（089-909-6382

伊予市役所 企画振興部地域創生課（担当：三谷・神山）平日 8:15～17:15

メール：chiikisousei@city.iyo.lg.jp

一般コミュニティ助成事業（募集対象：広報区長）

【助成額】

対象経費 100 万円以上に対し 100% 上限額 250 万円（10 万円未満切り捨て）

【助成対象】

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

【助成対象の例】

番号	区分	施設または設備
1	生活環境の清潔、静かさ、 美観の維持等	芝刈機、除雪機等
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
3	交通安全、防犯その他の生活 安全の確保の推進	防犯灯等
4	お祭り、運動会、ピクニックその 他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、 各種用具等
5	文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、 イス・テーブル等
6	体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、簡易倉庫、収納庫、照明施設、コミュニ ティ公園・広場等整備
7	その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

【参考写真】



コミュニティセンター助成事業（募集対象：広報区長）

【助成額】

事業費経費の 75％ 上限額 3,000 万円

【助成対象】

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業。

参考事例（右図）：群馬県東吾妻町、大戸区公民館の事例

【<https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1503378765244/index.html>】



地域防災組織育成助成事業（区分：ア）（募集対象：自主防災会長）

【助成額】

対象経費 30 万円以上に対し、100% 上限 200 万円（10 万円未満切り捨て）

【助成対象】

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した、組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

【助成対象の例】

番号	区分	施設又は設備
1	情報連絡用	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2	消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
3	水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
4	救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
5	給食給水等	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6	避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
7	その他	除雪機等

【参考写真】



【詳細事項】

対象となるもの	対象とならないもの
・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等） ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器（訓練用消火器を除く） ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・救急セット

※詳しくは、市役所地域創生課（089-909-6382）にご連絡ください。

※備品の設置場所等により、助成対象外となる場合があります。

※助成金で整備した全ての備品（付属品・部品を含む）に
広報キャラクター「くーちゃん」（右図）の表示が必要です。



事務事業名

食と食文化のまちづくり事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- ☐ その他

-
- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

②民公学連携事業「iProject!」とは？

伊予市の**特産品**を使って
伊予農業高校生が**開発する**料理や商品を
松山大学生が**ブラッシュアップ**（改善・改良）し、
市場へプロデュースする事業です！！



自分たちのアイデアで
新しい商品を生み出し、
流通・販売などを通して
消費者の方々に届ける！
（つまり商品開発事業！）

